## 再審法改正を求める意見書

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。人権国家を標ぼうするわが国にとってはもちろん、住民がえん罪被害に遭う可能性がある地方自治体にとっても、えん罪の防止やえん罪被害の救済は重要な課題といえる。

えん罪被害を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律(刑事訴訟法第四編「再審」)には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判所によって区々となっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件では、捜査機関の手元にある証拠が再審段階で初めて明らかになって、その中にあった有罪に疑義を生じさせる証拠がえん罪被害を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要不可欠である。しかし、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判所や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律が制定されなければならない。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、えん罪被害を一刻も早く救済するために、以下のとおり再審法を 速やかに改正すべきである。

- 1 捜査機関が保管する全ての証拠を開示すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。
- 3 以上のほか、えん罪被害の救済に資するように再審請求手続の審理の あり方に関する規定を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年12月13日

岐阜県池田町議会議長 重綱 秀次

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官